

環境農林水産常任委員会会議録

平成23年 1 月27日

場 所 第4委員会室

午前10時42分休憩

午前10時44分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

本日は、本県における高病原性鳥インフルエンザの発生状況等について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○高島農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくをお願いいたします。

座って説明させていただきます。

初めに、新燃岳の噴火についてであります。現在、被害状況の把握及び事後対応につきまして、市町村や関係団体等と連携を図りながら対応しているところでございます。なお、詳細が判明いたしましたら、委員の皆様方には改めてお知らせをしたいと考えております。

それでは、高病原性鳥インフルエンザについてでございますが、先ほど協議会におきまして、本県における高病原性鳥インフルエンザの発生について御報告させていただいたところであります。今回は、口蹄疫の教訓や反省を踏まえ、簡易検査の結果が出た時点から、関係機関や市町村、団体等と連携しながら農場周辺の立入制限を行うなど初動防疫に取りかかったところでございます。加えて、殺処分に対する迅速な対応や全車を対象とした消毒ポイントの設置など、一刻も早い封じ込めを目指して全身全霊を傾けて防疫措置を行っております。引き続き現場では、2例目の殺処分を本日中に終わらせるために懸命に作業を進めているところでございまして、さらに、隣県の鹿児島県や愛知県でも新たな発生が報告されておりますので、今後も気を引き締めて防疫対策に取り組んでまいりたいと

存じます。委員の皆様方におかれましても、一刻も早い終息に向けて御協力、御支援をお願いしたいと存じます。

この後、高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う対応状況を環境森林部から御説明いたします。

私からは以上でございます。

○金丸環境森林課長 常任委員会資料の6ページをお願いいたします。鳥インフルエンザに関する環境森林部の対応状況につきまして御説明を申し上げます。

まず、野鳥対策でございます。死亡野鳥の取り扱い等につきましては、市町村、県庁ホームページを通して県民に周知を図るとともに、死亡野鳥の検査を実施しているところでございます。全国的に警戒レベル2となりました昨年10月26日以降去る1月25日まで、記載しておりますように、検査不能の検体9件を除きましてすべて陰性となっております。陽性のものは確認されておられません。

なお、渡り鳥の生息状況等につきましては、県内69名の鳥獣保護員によりまして監視パトロールを実施しているところでございます。今後は、鳥獣保護員による監視パトロールを週4回にふやすとともに、渡り鳥が集中するポイントにつきまして野鳥の会に監視を依頼するなど、監視体制を一層強化してまいりたいと考えております。また、1月25日と26日に、発生地周辺の野鳥のふん便採取調査が環境省により実施されております。検査結果は2～3週間後に判明するとのことでございます。

次に、埋却地周辺における地下水調査・悪臭対策でございます。1例目では鶏ふんが埋却処分となり、2例目では鶏と鶏ふんが埋却処分となりましたことから、埋却地周辺の地下水調査を行うように宮崎市と新富町に要請をしており

ます。今後は、口蹄疫のときと同様に、埋却地周辺の悪臭調査や定期的な地下水調査につきまして検討してまいりたいと考えております。

続きまして、3のおが粉供給事業者への指導でございます。おが粉を畜産農家に供給しております事業者に対しまして、人や車両の進入制限、車両消毒の徹底、工場敷地内への踏み込み消毒槽等の設置を1月24日付で依頼しております。また、おが粉に関する相談窓口を1月25日に設置いたしまして、現在、融資に関する相談が1件参っております。なお、養鶏向けにおが粉を供給しております製材工場等は県内に22工場ございますが、現在、東臼杵管内、児湯管内の木材産業におが粉の出荷ストップなどの影響が一部出ているところでございます。今後とも木材産業への影響を把握してまいりたいと考えております。

続きまして、資料がございませんが、新燃岳噴火に関しまして1点御報告をさせていただきますと思います。

県では、光化学オキシダントや二酸化硫黄など大気汚染の状況を常時監視しておりまして、このうち火山灰等の浮遊粒子状物質（SPM）の値を県内15カ所で常時監視中でございます。この値が、新燃岳の風下であります日南市の2カ所、都城市の2カ所で高くなっている状況がございます。ただし、注意報発令をするような高濃度のレベルには達しておりません。なお、この監視につきましては新燃岳周辺では行っておりませんが、今後、移動測定車を活用しながら測定を行うこととしております。引き続き注意深く監視活動を続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

○十屋委員長 ありがとうございます。

早速ですが、委員の皆さんの質疑をお受けし

たいと思います。

○徳重委員 新燃岳の爆発、今回の噴火は、非常にびっくりした状況ですが、予測はされなかったものかどうか教えてください。

○十屋委員長 まず鳥インフルエンザのほうからお願いしたいと思います。

○榎藤委員 先ほど、手当金5分の4云々、それからかかった費用という話があったんですが、残りの5分の1の話とか、後でかかった費用について、例えば10年前はこうしたとか、今回はこういう方向で県は考えているということがあればお願いしたいと思います。

○児玉畜産課長 国のほうから家伝法に基づく手当金5分の4がございしますが、残りの5分の1につきましては、まだ検討していないというのが現状でございます。

それから、19年に発生したときには5分の1の上乗せはやっておりません。ただ、関連農場で隣接の農場を処分しましたけれども、そちらにつきましては10分の10手当てしたと記憶しております。

○榎藤委員 マスコミ情報で読んだぐらいしかこの例についてははっきりした情報がないものですから聞いたところですが、残りの5分の1については、その半額について県が云々というふうに書いてあったかと思うんです。それは前回の例かと思いますが、前回はどうしたんですか。5分の1をさらに……。

○押川農政水産部次長 前回、東郷町の発生農場が2農場ございました。近接しておりましたので、これは同一農場内の家禽というふうにいたしまして殺処分したところでございます。同一農場で対応したいということ国と協議させていただいた段階で、AとBとございますが、Bのほうは発生しておりませんでしたので、こ

この農家の方には、「発生農場と同一レベルで殺処分をかけていきます。ただ、手当金に関しては5分の4しかございません」ということを申し上げて殺処分に協力していただいた経緯がございます。しかしながら、我々といたしましては、こちらから申し上げたというような状況がございましたので、何とか5分の5という形で対応したいと考えておりまして、このときは県費で対応した状況がございます。発生農場ではなくて、もう一つの農場だけなんですけれども、そういった経緯がございます。

○**権藤委員** これは、共済はどうなるんですか。

○**上杉農政企画課長** 口蹄疫のとき問題になりました農業共済の話の関連で、鶏はもともと農業共済の対象にはなっていません。その点で口蹄疫で問題になったような不公平感というのは出てこないのかなと思っています。

○**福田委員** 初発が私の地元だったものからです。地元には養鶏農家は1軒もないんです。発生したのは企業の養鶏場でございます。30数年前は佐土原近辺には採卵鶏からブロイラー、たくさん養鶏農家があったんですが、今は1軒もございません。でありますからいろんな会合に行っても、「あ、鶏小屋が」という感じです。あの鶏小屋を私はよく知っているんですが、もう30数年たっていてかなり老朽化しているんです。これは、野鳥の関係から考えると、なるほど古い鶏舎だからなと思ったんです。一方の新富町のほうは、テレビ画面の映像を見ますとウインドレスのようです。できたばかりですね。10数億かけて建設されたと思いますが、その辺から、こんな新しい鶏舎でもということを感じております。

3日前に、私は飲食店組合の新年会に出ました。飲食業の関係ですね。非常に、口蹄疫から

こういう問題については敏感になっておられまして、こういうお話をされた方がいらっしゃいます。私はまだ確認はしていないんですが、ちょうど宮崎市と西都市隣接のところで、病死か何か知りませんが、カモが2羽死んでおったと。行政がどちらとは言いませんが、連絡したところ、対応された方が、直接の窓口でなかったかもしかかもしれませんが、余り関心なさそうな受けとめ方でした。その後、鳥インフルの問題が出てきましたという話でございましたから、やっぱり野鳥対策を、我々県民も、あるいは養鶏農家も真剣に考えなくちゃいけないと思っております。こういう問題がないと、普通、野鳥が1～2羽死んでおってもそんなに重大視することはないわけですが、そういう県民の声を聞きましたから、もう一段と、死亡野鳥等については県民に通報をしていただくと。受ける行政側としましても、電話で受けるとき窓口が確定していないわけですから、行政側の職員の皆さんもしっかり受けとめていただいて対策を練ると。しっかりやっておられると思いますが、こういうことをもう一回お願いしたいと考えます。その辺の内容はどうなっていますでしょうか。

○**森自然環境課長** お尋ねの死亡野鳥の取り扱いにつきましては、10月5日に文書を市町村にお願いしまして、死亡野鳥の取り扱いについての報告の徹底をお願いしたところでございます。先ほど環境森林課長からも申し上げましたように、10月26日にレベル2ということでレベルが上がったわけでございます。それまでは同一場所で3羽以上死亡している場合に死亡のサーベイランスをするという状況にございまして、10月26日、北海道の大沼でインフルエンザが確認されて以降、感染リスクの高い33種類の野鳥につきましては、死亡1羽から調査をするという

ことで整理しております。現在、発生区域の10キロ以内につきましては、死亡野鳥1羽以上、その他の種類につきましても3羽以上の死亡が確認された場合にはその死亡野鳥のサーベイランスを徹底するというので、再度これにつきましても市町村のほうにお願いしまして、支庁、振興局等々で徹底的に調査するようにしたいと考えております。

○福田委員 一ツ瀬川流域はカモの飛来する絶好の場所なんです。私どもが幼少時期は、毎年今の時期はカモがたくさん狩猟でとれまして、八百屋さんの店先にぶら下がっているぐらい多かったです。その後、禁猟区になりましたからそういう情景は見られないんですが、幼少時期、カモをいっぱい売りに来られまして皮むきが嫌だったぐらいあったんです。禁猟区になりましたから、渡り鳥の羽数としてはふえていると思います。その辺からも徹底した対策をお願いしておきたいと思います。

それからもう一つ、養鶏場の内容について教えてほしいんですが、第1例目については企業の養鶏と見ていました。今度のは専門農協ですか。

○児玉畜産課長 おっしゃるとおり専門農協でございます。

○福田委員 以前、専門農協、大きなアクシデントが発生しまして経営不振になっておった。その後、再建に向かっているような融資対策等も講じられて、10数億円の資金が投じられていると聞いておるわけでありまして。しかもスタートしたばかりの施設でありますから、よほど後のフォローをしっかりされないと、宮崎県の主力の採卵鶏の専門農協ですから、大変なことになると考えておりました、インフル対策と同時に養鶏専門農協の対応についても十分御配慮いた

だきたい、このように考えております。お考えがあればお聞きしたいんですが。

○押川農政水産部次長 私も現場に行っておりまして、ここの組合長さん、それから農家の方々とお話し合いを持たせていただきました。大変沈痛な思いの状況の中、「じゃ、どういたしましょうか」という話の中で、「我々としては感染は真摯に受けとめる。全羽数の殺処分にも応じます」というふうなお言葉をいただきました。さらに、「我々としては今後、一日も早く経営再開に向かっていきたい。そういうところの支援方もよろしくお願ひしたい」という要望も聞き取ってまいりましたので、そういった状況をきちんと受けとめて対応してまいりたいと考えております。

また、松木政務官と知事が現地視察ということで新富町のほうに参られました。その折にも新富町長とお話し申し上げまして、松木政務官にも会っていただいて、今の状況、そしてまた支援方というような形も、その場でも対応させていただいたところでありますので、国と県とある程度連携いたしまして対応してまいりたいと考えております。

○福田委員 ありがとうございます。再建に向かって設備を更新してスタートしたばかりでございます。宮崎県の採卵鶏の主力でありますから、ぜひ、再建、継続ができますように御指導方をよろしくお願ひしておきます。

○緒嶋委員 いずれにしましても、口蹄疫が終わって、またこういうことというのは、4年前の知事就任と同じ、また4年後にこのようなことがあれば、テロみたいなものじゃないかというふうな想像もできるわけですがけれども、これだけ注意しても発生すると。今度も、原因究明というか、どういう形でこういう病気が侵入し

たか、それがわからんと次の対策が打てないと思うんです。このあたり、明確なものはなかなか出てこんと思うんですけれども、専門の立場でどういうことが原因として考えられるか。それが確実ではないにしても、専門家の立場で考えられることを幾つか挙げてください。

○押川農政水産部次長 第1例、第2例の発生農場の状況を私もつぶさに見てまいりました。第1の発生は中まで見ていません、外からですけども。本当に完璧な防御をされていたのかどうかというのは、少し疑問が残るところがございました。第2例の発生農場は、今年の10月から11月に新築されたばかりでございまして。先ほどお話ございましたように密閉型の鶏舎のような印象を受けました。ただ、カーテンがおろされておりますので、密閉型の雰囲気はございまして、金網は普通の金網ではございまして、縦の格子になっている金網です。これであれば野鳥が入るすき間がないという状況がございまして、松木政務官にもそのこととお話ししたんですけども、「これじゃ入る余地はないよね」と御理解いただいているところでございまして。そういう状況の中で発生しておりますし、また真ん中で発生しているんです。入り口であれば、人の動線ということで入り口からという形も考えられますが、真ん中の部分から発生しておりますので、今後、疫学調査を待たなきゃしようがないんですけれども、そういうところを踏まえまして、現時点で発生がどうのこうのという答えは非常に難しいと考えております。

○緒嶋委員 原因がわからないということであれば、個々の養鶏農家、企業も含めて、対策をどう立てればいいのかはつきりわからんと思うんです。自己防衛でそれぞれの養鶏農家が頑張っておられるのは間違いないんですけども、

それも完璧かといったら完璧でないというふうにも言えるわけで、病気が入った原因究明については、国の力もかりながら徹底してやらなきゃ、口蹄疫と同じ。あれもうやむやというか、わからんままで来ておるようなことでもありますので、これを徹底的にやると。これは宮崎県だけではどうにもなりません。鹿児島、愛知、どこでもですが、これがわからなければ、養鶏農家の不安というのは、極端に言えば未来永劫に続くんじゃないか、そういう気がするんです。これを基本的に考えてやる。その後のことはいろいろ対応はできるでしょうけれども、そこをもっと徹底してやらなければ、今まで防疫を、口蹄疫の場合は空港とか港の侵入を防げばいいと言っていたが、渡り鳥から来る可能性が高いということになると防ぎようがないわけです。渡り鳥を全部死滅させるというわけにはいきませんので。そうなりますと、鳥インフルの場合は原因究明に全力を尽くすこと以外に対策の立てようがないんじゃないかという気がするんですけども、今後の対応の仕方というのはどうにもなりませんという感じにもなるのかなと思ってですね。今度も防鳥ネットなんかも補正でやると言われていたけれども、防鳥ネットで完全に防げるかといえ、防ぐ可能性は高くなるけど完璧ではないということになれば、原因究明をしなければですね。

それと、これに対する予防的なものはほかはないのか。鳥インフルエンザのワクチンを打つことはできないわけですか。ないんですか。病気を蔓延させないための……。

○押川農政水産部次長 ワクチンを使っての防疫というのは、現在、国も我々も考えておりません。発生した場合には、口蹄疫で申し上げましたモグラたたきみたいな形でやっていくとい

う防疫スタイルは変わらないと思います。ただ、農家の方にとっては本当に心配事でございますから、ワクチンなどの開発も将来的には必要なのかなという感じは持っておりますけれども、現在のところワクチンの開発がされておられません。使われている部分はございます。ただ完璧なものかどうか、我々は使っておりませんのでわかりませんが、そういう状況はございます。

いずれにしましても、ことしこれだけの野鳥での感染例が見つかってくるという話になりますと、シベリアあたりでの感染機会が相当大きくなっているのではないかと考えております。そういった面で、警戒注意報は常に発しておかなきゃいけないし、農家自身もお持ちいただくかなきゃしょうがないだろうと現在感じているところでございます。ネズミなどが入ってこないような対策を万全にとっておかないと防ぎようがないんじゃないかという感じを持っておりますから、改めて注意喚起を促していきたいという感じは持っております。

○徳重委員 渡り鳥は毎年集団的に飛来してくるわけですが、県内にそういう箇所というのはどれぐらい把握されているものですか。

○森自然環境課長 大きなエリアとしましては、大淀川河口付近に約3,000羽毎年渡ってくると考えております。それから、先ほど御質問にもありましたように一ツ瀬川河口流域にも1,500羽ぐらい上がってくる。それから霧島の御池周辺に1,000羽程度上がってくるというふうに把握しておりますが、そのほかのため池等々ございますので、その詳細については把握しておりません。

○徳重委員 御池とおっしゃいましたので、我々の地元ですから。御池周辺には非常にたくさん

の養鶏農家がありますので、ぜひひとつ監視のほう、調査のほうをしっかりとやっていただきたいとお願いをしておきます。

○岩下委員 密閉されたところで新しいところと聞いていますけれども、第1発生と第2発生、えさからの感染というのは全く考えられないんですか。

○児玉畜産課長 疫学の調査をしておりますけれども、今のところえさは全く別ということで、関連はございません。

○岩下委員 えさからの感染というのはほとんど考えられないということで解釈してよろしいでしょうか。

○児玉畜産課長 1例目と2例目の発生につきましては、えさは関連していないと考えていいだろうと思います。

○高橋委員 先ほど次長が、防疫の関係で第1例は完璧でなかったとおっしゃったと思うんですけど、やっぱり完璧を目指さなきゃいかんと思うんです。農家によって意識に相当差があるなと。あれだけ去年経験をしたのに、農家によってかなり差があって、完璧に防疫をやっているところもあれば、そうでないところもある。どこからどうやって感染したのか原因がつかめない状況の中で、起こってしまったらしょうがないことであって、それを拡大させないためには防疫だと思うんです。去年はそれこそ牛、豚でしたけど、ひょっとしたら養鶏の方々に心のちょっとしたすき間があったのではないのかという心配もしたんです。私は実際記事を見ていなかったんですが、「中には消毒もしていない養鶏農家もあるらしいね」という話も聞いたものですから、これはお話にならないレベルですよ。いま一度、防疫態勢について全農家が意識を高めることが必要なのかなと思ったものです。

から、ちょっと話してみました。

○押川農政水産部次長 今、レイヤーもブロイラーも養鶏農家につきましては会社組織になっております。そういった状況であれば、我々も入りますけれども、会社ぐるみでお取り組みいただけてきちんと対応していただくことが必要じゃないか。そういう対応をしなければ会社がつぶれるぐらいの気持ちでお取り組みいただきたいということも含めて指導してまいりたいと考えております。今回の不備な点も踏まえて、我々としても反省すべきところは多くありますので、そういう対応をしながら、先ほど申しました、そこで勤務されている獣医さんなり技術員の方々、そして会社のトップも含めて、どうあるべきかもう一回考え直さなきゃいけない。そこから初めて農家にきちんと周知徹底させていく。これは強制力を持っているんだよというぐらいの気迫で対応していかなければ防げないんじゃないかという気持ちを持っていますから、改めてそういう対応をとっていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 この前、補正のときも、防鳥ネットを希望する経営者にはという話もあったんですが、今のところ防鳥ネットすらも設置していない養鶏業者がおるわけですか。そういうのはないわけですか。

○児玉畜産課長 2回ほど立入調査をしておりますけれども、その中で防鳥ネットが設置していないといった問題は上がってきておりません。ただ、防鳥ネットにすき間があったとか破れがあったといった報告はありまして、そういったところに対しましては補修するように指導してきておりまして、それは改善されていると考えております。防鳥ネットがないといったものはなかったです。

○緒嶋委員 今度の場合、目の小さい防鳥ネットを補正でやられるということではありますが、もう一回徹底して、希望者というよりも、企業も含めて全養鶏農家が新しいのに更新する。全体的な意識改革の一つとしてやるぐらいの意気込みで、企業も鳥インフルが入れば壊滅的な被害を受けるわけですから、自覚をさせる意味でも、新たに更新したらどうですかという指導して設置まで持っていくべきだと思うんですが、そのあたりは希望者だけでいいわけですか。

○児玉畜産課長 どうしても3分の1なり、国の事業を使っても2分の1補助ということになりますから、強制というのは非常に難しいと思っておりますけれども、今回2例発生、19年にも発生したということを考えますと、ある程度強く指導していく必要があると考えております。

○緒嶋委員 ぜひ指導的な意味を強めていただいて、それだけ自覚もしていただかなければ存続できないという認識を高める意味でも、強力に対応してほしいというふうに要望しておきます。

○星原委員 今、それぞれ出ているとおりのんですが、我が宮崎県は、口蹄疫も2度、今度の鳥インフルも2度ということで、行政だけでなく、農家の皆さん方の消毒に対する意識がかなり強くなっていかないと、今後も毎年こういうことが起こっても不思議じゃない、どちらもそういう形になるんじゃないかと思うんです。防疫に対する取り組みについてマニュアルをびしっとつくって常に意識させておかないと、無理なんじゃないかという気がするんです。

そういう中で、今回、2例目のところはできたばかりの新しい施設で出たとなると、今までやっている人たちから見ると、ネットを張ってネズミとかイタチ、タヌキなど小動物が入らな

いようにする。あるいはえさをやったりする農家の人たちと、卵を取りに来たり、ブロイラーを取りに来たりする関連の人たちが一緒になった形で取り組まないと非常に厳しいのかなという気がします。それ以上に、発生農家の皆さん方の苦労もわかるんですが、一般県民の人たちの被害というか、精神的な面、経済的な面、いろんなものまでひっくるめて影響が大きいわけです。そうなってくると、義務的なものを設けてびしっとした指導を徹底してやっていかないことには防げないのかなと思うんです。今後検討されると思うんですが、そういうことについてはどうとらえていらっしゃるんですか。

○押川農政水産部次長 個人個人を我々が指導していくのは非常に難しいだろうと考えております。畜産農家の方々はそれぞれの組織に入っています。和牛生産であれば和牛繁殖部会といった形で。みんなで作ろうやという気構えを持っていただくことがまず大前提かなと考えます。

消毒の徹底というのは、自分の農場に入れない、自分の農場から出さない、これをまず農家の方はお守りいただきたい。部会を通してみんなで作ろうやという気構えをつくっていききたい。でないと防げないんじゃないかと私は思っています。ですから事あるごとに、まずそこから始めようと。そして毎月20日を「消毒の日」と定めておりますから、これは励行していただく。そしてそれを毎日でもやっていただくような雰囲気にもっていかうじゃないかということで、今後取り組んでまいりたいと考えております。また、前回の口蹄疫を踏まえて2月は家畜防疫月間に設定しておりますから、改めて「防疫とは何ぞや」ということを再度皆さん方と一緒に考えていかなきゃならないんじゃないかと

考えています。我々だけでは防げないということや常を常に申し上げていきたいと考えておりました。常にそういった指導をやっていききたいというふうに考えています。以上です。

○星原委員 授精師さんたちが、「和牛生産農家の皆さん方は、消毒槽もいつの間にか置いてないですよ」という話をこの間したと思うんですけど、その辺の意識の低さがやっぱり出てくるのかなと思うんです。ですから、系統になったり部会組織になったりいろいろしているのであれば——昔は、鼻紋をとるとかいろんなときは集落で集まってやっていたよな。地域でどういう防疫体制をやっているのか。うちはまずをつくって、消毒槽から入るときには長靴を準備してとか、いろんな方法でやっているよとか、鶏舎でもネットの張り方とか、言葉ではなくて、地域の中でお互いの施設を見たり研究したり、細かいことを言うようですけど、そういう形の徹底したやり方を、こういう時期は動けないでしょうから、夏場とかいろんな時期にですね。言葉や文章がおりにいってもなかなかだと思わないので、できれば地域ごと、あるいは部会で、それぞれの施設を見たり、やり方の説明を受けたり、お互いにやっていかないと、地域に与える影響が大きいということで、そこまで徹底せんとだめかなと私は思うんです。ぜひ今後、再度発生しないためにそれをやるべきかなと思います。

もう一点、消毒ポイントがあるんですが、消毒ポイントの設置場所で完全な消毒をしてもらえるかどうかというのもあるんです。口蹄疫のときもいろいろ言われたんですが、消毒すると車が傷むとか、自家用車の場合なんか特にそういうことで、ポイントを通らずにわきをそれる人がおるとかいろんな話もあるんです。あるスタ

ンドで言われたのは、「消毒をみんなさせて、いつときたって、スタンドでの洗車について幾らかという感じででもやれば、みんなやるんじゃないか」という話も聞いたんですが、ポイントを設ければそれで安心だというんじゃないかと、消毒ポイントを通らせるためにはどうしたらいいかということも考えていかないと。何が起こるかわからんわけですから、必ず消毒ポイントを通して、その後洗車してさびが出ない方法とか、次の段階としてそういったことも考えていくべきじゃないかという気がするんです。そして協力をもらうような形。でないと、ポイントはあっても、そこを通過してくれればいいんですが、わきを通過していったら効果が出ないと思うんです。そういう面も今後考えていくべきじゃないかと思いますが、ポイントを通過して消毒させるために何か考えていращやることはあるんですか。

○押川農政水産部次長 現在のところは考えておりませんというか、まだそこまで検討に至っていないというのが現状です。ただ、今回、鳥インフルエンザに関しましては消毒薬を違う形で使っていますので、さびるといった苦情はないと考えております。一定時間消毒薬をつけておいて、その後洗車していただくというのは大いに結構でございますので、そういう対応をとっていただきたいと思いますと思うんですが、それを洗車機にかけてというようなお話でいきますと、勢いお金がかかってまいりますので、宮崎県を守るとか、宮崎県の経済を守るという御協力のもとに、みずから洗車していただくといいのかなと考えております。

それから、農家を回って、消毒槽がないというお話でございましたが、私といたしましては、家畜人工授精師、獣医師の方々が、今回の口蹄

疫の現状を見ていただくと仕事がないわけでございますから、我々の仕事もないということで、我々も参加して消毒を徹底しましょうという気持ちにならないと。こっちにぶつけられても、我々は、「皆さん方が農家の方をチェックしていただだけませんか」という気持ちを持っているんです。今後は、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、そして農協の技術員の方々が常にチェックする方法、そして、こういう形ではだめなんじゃないですかと。みんなでやる気持ちというかシステム、そこにはお金を伴わなくて、やってみようかという気持ちだけでできると思うんです。そういう気持ちが盛り上がってこないと、農家の方々だけに言ってもしょうがないだろうと。技術員もみずから守ろうという気持ちをつくっていかなきゃならないんじゃないかと考えております。私たちはいろんなあいさつする場面がございますから、そういったところから訴えていきたいと考えております。以上です。

○星原委員 今言われた削蹄師とか授精師、獣医師、そういう人たちが農家と接触する機会が一番多いんです。そういう人たちにとって農家はお客さんであって、「消毒槽を置いていないじゃないか」と強く言えるかどうかという部分もあってそういう話が出たのかなと思います。逆に言えば、県から委嘱を受けているとか、腕章でもはめているとか、もう一步踏み込んでそういう人たちが農家に対する注意ができるように、そこまで踏み込んでいかないといかんのかなと、我々は徹底してそういう指導を受けているので言わざるを得んのだと、そういった指導まで入っていかんといかんのかなと思うものですから、ぜひそういうことも今後は検討していただければと思います。

○押川農政水産部次長 今、ありがたい御意見

をいただきました。先ほど申し上げましたけれども、技術員の方々、そして家畜人工授精師の方々にとって農家はお客さんですから、なかなか言いづらい面があると考えております。そういった面を考えると、今、委員が言われましたように、家畜防疫指導員といった形で委嘱する方法もあるのかなと考えておまして、団体とも調整いたしまして何かうまい方法がやれないか検討してまいりたいと考えております。

○徳重委員 41万羽ということで大量の処分をしなければならないということですが、この中で、採卵あるいはブロイラーの羽数はどういう割合になっていますか。農場によって採卵鶏あるいはブロイラーそれぞれあると思うんです。41万羽という大量の殺処分をするわけですが、どれぐらいの割合になっていますか。

○児玉畜産課長 2例目の41万羽につきましては、すべて採卵鶏でございます。

○徳重委員 ブロイラーはほとんどないんですか。

○児玉畜産課長 2例目につきましてはブロイラーはございません。すべて採卵です。

○徳重委員 前回の場合は東国原知事が誕生したときに起きたインフルエンザだったわけで、そのときには知事が、ブロイラー鶏だと思えますが、食肉は安全だと、風評被害ということが非常に強く叫ばれたわけですが、今回は風評被害というようなことにはつながっていかないと、こう言っても過言でないですか。

○児玉畜産課長 今、目立って風評被害が出ておるといような状況は聞いておりません。2例で終わってしまえばそういった大きな被害は出てこないんじゃないかというふうには思っておりますが、考えたくはありませんけれども、続発するようですと、そういった影響は出てく

るだろうと考えます。

○徳重委員 移動禁止の区間、10キロ範囲内の養鶏農家の補償はそれなりにされるということだろうから、被害は少ないと思っております。その41万羽はいいとしても、その周辺の移動禁止の肉、ブロイラーとか卵の補償はあるわけで、補償はいいとしても、そのことによって風評被害がないように何とか封じ込めていかなきゃいけないという気がいたしておまして、そのことをお聞きしたかったわけです。

○河野副委員長 1点だけ。宮崎は特に思っておりますけれども、野鳥愛護の意識があんまり強過ぎるんじゃないかと思っております。原因が野鳥なら、禁猟区を外してでも狩猟させることはできんとですか。

○森自然環境課長 野鳥を愛護する立場からは、ちょっと難しいと思います。平成19年の第1回の鳥インフルエンザが発生して以降、年4回採卵調査をしております。今までの死亡野鳥180羽ほどございますけれども、今のところ簡易検査ではすべて陰性ということで、野鳥が直接の原因であるという断定は今のところできないものですから、野鳥を愛護してまいりたいと思っております。

○河野副委員長 わかりました。
委員長。

○十屋委員長 私のほうから2～3点。鹿児島県の出水で出て、隣県ですので、防疫に関する鹿児島と宮崎の連携はどのようにされているのかということ、まず1点お聞きしたいと思えます。

○児玉畜産課長 鹿児島県の出水での発生を受けて、消毒ポイントを県境あたりに設置したいということで、市町村と十分連携をとりながら今準備を進めておるところでございます。鹿

鹿児島との連携で申しますと、密接な情報交換はやっておりますが、消毒ポイントを鹿児島のほうで県境付近に設けるといった話は、今のところ聞いてございません。

○十屋委員長 つまり、市町村でまず対応していただくということが一つと、鹿児島と国道でつながっていますので、そのあたりで鹿児島がやって、また宮崎がやるということはないということですか。

○児玉畜産課長 鹿児島と宮崎で、県境付近で両方でやるということは、今のところはないと思っております。宮崎側は市町村と連携してやっていきたいというふうには考えておるところです。

○十屋委員長 もう一点は、10キロ、かぶって入りますけれども、国との協議ということで、先ほど議場のほうで説明がありましたが、この中にある食鳥の処理場と、移動制限区域外の処理場に持ち込んでいたブロイラーの養鶏農家の方々の影響等の現状は、どのようになっていますか。

○児玉畜産課長 大きいところで2つの食鳥処理場が制限区域内に入っておりまして、周辺の発生状況調査が終わりまして、国との協議になるかと思いますが、10キロが5キロに移動制限が小さくなるというような協議ができれば、5キロから10キロの間につきましてはその間で移動ができます。それから外のは持ってこれますので、そういったところで処理していただいて、中抜き屠体になりますと移動が可能になりますので、中抜き屠体を移動制限内の処理場で処理して出荷するという方法はとれると考えております。

○十屋委員長 域内の調査は国との協議で、今言われるように5キロに小さくなった場合には、

営業的に処理する可能性は、持ち込んだり搬出できるということですが、期間的にはどのくらい国との協議はかかりそうなんですか。

○児玉畜産課長 1例目の周辺10キロにつきましては、発生状況調査すべて終わっておりまして、すべて陰性ということでございます。ダブっておりますけれども、1例目でやった以外の2例目のところにつきましては、発生状況調査はきのうで終わりました。2日後、あすにはその結果が出ますので、それをまって国と協議していきたいと考えております。10キロを5キロに縮めるのかといった協議になろうかと考えております。

○十屋委員長 ということは、今週中には、どちらになるにしても方向性は出てくるということでしょうか。

○児玉畜産課長 今週中には何とか方向性は出していきたいと考えております。

○十屋委員長 以前、高速道路の関係で10号線までのアクセス道路制限の話をお聞きしたんですが、そこは話自体はなくなったということですか。

○児玉畜産課長 1例目だけのときには、高速道路の宮崎西から高鍋であれば通過が可能でしたけれども、2例目が発生いたしまして高鍋インターが制限内に入りましたので、高鍋インターから県道を通って農大校の前あたりの10号線まで行って、それから10号線で抜けていくというルートについて通り抜けができるような協議をしているところです。

○十屋委員長 まだ協議中ということで、結果は出ないですね。先ほどの関連で、移動制限区域の縮小とあわせて、それも5キロに縮まれば可能になる可能性はありますね。

○児玉畜産課長 通り抜けの協議につきまして

は、恐らく本日ぐらいには可能になるんじゃないかと考えております。

○十屋委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、その他の事項で、新燃岳の噴火に対して予測はできなかったのかという話ですが、井上営農支援課長。

○井上営農支援課長 活火山の噴火につきましては、気象庁のほうで噴火予知はされているようですので、私からは言えないんですが、気象庁の噴火予報によりますと、前から噴火の兆候がありまして、噴火警戒レベル2ということで、これまで火口周辺への立ち入りが禁止されてきたと伺っております。ただ、今回のような大規模な噴火につきましては最近ございませんで、昭和34年にかなり大きな噴火があったそうですけども、それ以来だというふうに伺っております。

○徳重委員 私が中学卒業するころ、このようにはありませんでした。こんなに大きな噴火ではなかったし、また1週間ぐらい前から、状況が違うなというのは周りでわかっておったわけなんです。しかし、これだけの大噴火になるとは思っていなかったんですが、県内の降灰の状況はどの範囲か教えてください。

○井上営農支援課長 最初、部長のほうからあいさつの中にもありましたように、現在、被害状況は調査中です。また対策についても、普及センターと市町村、農協と連携してやっているところですけども、今、聞いている中での被害の範囲としましては北諸県と南那珂というふうに聞いております。

○徳重委員 今、大きな被害を受けている農作物はどういう状況か教えてください。

○井上営農支援課長 主に北諸県の状況ですけ

れども、大きくは露地野菜、施設の野菜、花卉、それから飼料作が被害を受けているようです。露地野菜につきましては主にホウレンソウ、キャベツですけども、2～5センチ程度埋まっているということで、今後は心配されているところでは、それから施設につきましては、ビニールに積もって光が通らない、それが連棟の谷のほうに集まってきて谷が埋まって、その結果として自動開閉が動かない被害が出ているようです。飼料作につきましても、同様に埋没しているという被害のようです。

○徳重委員 大変な被害だと、農家にとっては死活問題だと思うんですが、これに対する支援というか補助的なものはないものかどうか。今の段階でわかっている範囲内でいいです。

○井上営農支援課長 大きい災害のほうはわかりませんが、県の資金の中で災害資金というのがございまして、これの指定を発動すれば対象になると考えております。この辺については今後検討したいと考えております。

○権藤委員 鳥インフルと関係ありませんが、シカの駆除対策について、私、けさ、県北のほうから長い電話をいただいておしかりをいただいたんで、それに関連して聞きますが、シカ肉の食べ方を開発しよう。これは予算的には環境森林部のほうじゃないんですか。幾らかわかっていたら教えてほしいんですが。

○森自然環境課長 環境森林部のほうでは資金の手当てをしておりません。

○権藤委員 そういうことのおしかりなんです。商工会のほうに食の研究ということで予算がおりてきて、おとといで2回目ぐらいの試食の飲み会みたいなのがあったんじゃないかと。狩猟の側から見たら、何だと、自分たちには、とったシカに対して雄が6,000円で雌が8,000円。猿

はしっぽだけでいいけど、それにスプレーで番号を付して写真を撮れ。こんなとこまで、狩猟のときに持っていかにかいかん。一方の食の研究のほうは、丸投げと言ったら悪いけど、商工会等に予算をおろして、皆さんで自由に使ってくださいみたいなことでやっているという話が伝わるわけです。会員でも両方入っている人がおるのかどうかわかりませんが。

一つは、皆さん方のほうから、政策としては一本化して見らにかいかんわけだから、そういうお金の使い方でもいいんだらうかと。これは商工かどうか知りませんが、ぜひ連携をとって、後で報告なり監査なりはしなにかいかんと思うんです。もちろん開発するための材料代とか、先生を雇ってきて講演をするということであれば有効でいいわけだけれども、今言う話が来て、それが狩猟の人たちから見ると、「おれたちは6,000円、8,000円でシカ撃ちにわざわざ行くか。それにスプレーも持て、カメラも持てと、5キロ、10キロ山の中を走ってさるくのに」、そういう不満の声なんです。シカの駆除をちゃんとやるんだったら、食の部分も含めてどこかで見ていないとおかしいんじゃないかという指摘です。これは、今ここで議論しても、皆さんも寝耳に水という感じですから、今後これに対する十分な対応をとってほしいという要望にとどめます。以上です。

○工藤消費安全企画監 シカ肉の処理の関係ですけれども、農水省の鳥獣被害の交付金がございます、こちらのほうで加工処理施設の整備ができることになっております。採算性の問題とかいろいろございますが、地元の商工会とか農家の方々と連携しながら、加工処理施設の整備ができるようであれば、そういう交付金も十分使っていただくようなことでお話をしたいと

考えております。

○榎藤委員 もう時間をかけませんが、要するに、そういう不明朗な形で、狩猟する側から見ると、試食だけのために飲み食いをするような印象で伝わっているわけです。それは今後にとってよくないことだから、十分目配りをしながらやっていただきたいという要望です。以上です。

○十屋委員長 という要望でございますので、また会議のときにでも御協議いただきたいと思っております。

ほかございませんね。

それでは、以上をもちまして質疑を終了いたします。

執行部の皆様はお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時49分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午前11時50分閉会